

◎国家公務員法等の一部を改正する法律

(平成一九年七月六日法律第一〇八号)

一、提案理由 (平成一九年五月一六日・衆議院内閣委員会)

○渡辺国務大臣 国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これまで、公務員は、戦後レジームの中で、国家運営の担い手として、国民と国家の繁栄のために積極的な役割を果たしてまいりました。しかしながら、今日、本来優秀な人材が集まっているにもかかわらず、その能力が十分活用されているとは言えない状況にあります。経済社会の変化に対応し、政策企画能力を高めるため、民間の専門能力を取り入れる必要も指摘されており、一方で、予算や権限を背景とした押しつけ的なあっせんや相次ぐ官製談合に対しては、国民の強い批判があります。

このため、国家公務員に係る制度の改革を進める観点から、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のため支援を行う等の所要の改正を行う本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、国家公務員の人事管理の原則として、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行われなければならないこと、人事評価は公正に行うこととし、その基準及び方法を定めることを明確にしております。

第二に、能力本位の任用制度を確立させるため、内閣総理大臣が、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、標準職務遂行能力を定めるとともに、標準職務遂行能力及び適性を昇任または転任の判断基準とすることとしております。また、内閣総理大臣は、採用昇任等基本方針の案を作成して閣議の決定を求めることとしております。

第三に、退職管理に関し、離職後の就職に関する規制として、各府省等職員が、職員または職員であった者について、営利企業等に対し離職後の就職のあっせんを行うことを禁止しております。また、職員が、みずからの職務と利害関係を有する一定の営利企業等に対し求職活動を行うことを規制しております。さらに、離職後に営利企業等の地位についた職員が、一定の国の機関の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約または処分であって離職前に関係していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制しております。

第四に、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うとともに、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うため、内閣府に官民人材交流センターを置くこととしております。また、離職後の就職に関する規制の実効性を確保するため、厳格な監視を

行う体制を整備する必要があることから、同規制の適用除外の承認、任命権者への勧告等を実施する再就職等監視委員会を内閣府に置くとともに、同委員会に再就職等監察官を設置し、離職後の就職に関する規制違反の調査等を実施することとしております。

第五に、国家公務員である特定独立行政法人の役職員について、国家公務員法と同様の規定を適用することとしております。

このほか、国家公務員の職階制に関する法律を廃止するとともに、罰則等についての所要の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重な御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（平成一九年六月七日）

○河本三郎君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の法律案について申し上げます。

第一に、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行わなければならないこととしております。

第二に、職員が、他の職員または職員であった者について、営利企業等に対し、離職後の就職のあっせんを行うことを禁止しております。また、職員が、みずからの職務と利害関係を有する一定の営利企業等に対し、求職活動を行うこと等を規制しております。

第三に、内閣府に官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を置くこととしております。

このほか、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

……………（略）……………

以上、四法律案は、去る五月十五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十六日渡辺国務大臣及び提出者馬淵澄夫君から提案理由の説明を聴取した後、五月十八日から質疑に入り、安倍内閣総理大臣に対する質疑のほか、参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、六月六日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、馬淵澄夫君外四名提出の三法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月六日）

政府は国民に信頼される公務員制度を実現するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、本案に基づく能力・実績主義や再就職規制の導入のみではなく、優秀な人材の確保策や公務員の能力向上のための育成方針等、採用から研修育成、昇任、昇格等処遇、定年制度等に至るまでの人事制度全般について、実態を踏まえた総合的かつ整合的な検討を十分に行い、その実施を図ること。

一、公務員制度改革について、専門スタッフ職の実現、公募制の導入、官民人材交流の抜本的拡大を含めた採用から退職までの公務員の人事制度全般の総合的な改革案を早急に提示し推進すること。

一、「官民人材交流センター」の創設に当たり、制度設計の検討については、再就職ニーズに十分対応できる再就職支援機能の重点的強化を図るとともに、各府省からの中立性を徹底し、業務の透明性等を確保すること等の原則に従うこと。また、同センターの機能や在り方を常時、見直すことに努めること。

一、国家公務員の再就職に係る規制及び監視体制の運用に当たっては、押し付けのあつせんや官製談合に対する強い国民の批判を踏まえ、国家公務員に対する国民の信頼を回復することができるよう、厳格かつ適切な運用を図ること。

一、近年の公務員志望者の減少化の中で、優秀な人材を確保するためには、公務員としての公務の使命や携わることの魅力を十分に明確にする必要がある。このため、公務員のキャリアパスを明確にし、人生設計に希望が持てるような人事制度となるよう、十分配慮すること。

また、各府省庁間の人事交流を、なお一層促進すること。

一、「能力・実績主義」の運用に当たっては、単に短期的かつ形式的な成果によって昇進や昇給に反映させるのではなく、公務員としての育成、能力開発に資するものであつて、国民に成果が還元されるよう制度運用について十分な検討を行うこと。

一、「官民人材交流センター」等の運用に当たっては、今般の改革の目的の一つが官と民との人材の相互交流の拡大にあることから、若手職員の交流を一層拡大し、相互に、バランス良く交流ができるように、その運用を検討し、実施すること。

一、総人件費削減等の今後の行財政改革の推進に当たっては、国家公務員の士気の低下を招くことのないよう、各府省庁の実態を踏まえた上で、全体の公務員制度改革との整合性を十分に検証し、その実施を図ること。

一、国家公務員が培った高度な専門知識や経験を長期間公務に活用できるようにするため、専門スタッフ職を創設し、そのための俸給表を早急に整備するとともに、公務部門の新陳代謝が阻害されることのないよう、また人員構成が高齢化しないよう、必要な定員・定数の配分について特段の配慮を払うこと。専門スタッフ職の職員については、兼業規制の大幅な緩和を行うこと等により、知識、経験を大学等の研究機関や民間企業にも還元できるようにすること。

一、勤務条件や退職後の生活環境について、官民のイコールフットイングを図るため、主要先進諸国の国家公務員制度の状況をも参考にしつつ、国家公務員の定年を年金支給

開始年齢まで引き上げることも含めて検討するとともに、年金の支給額についても民間企業と同等の水準を維持できるよう制度設計を進めること。

一、労働基本権を含む公務員の労使問題については、行政改革推進本部専門調査会における審議を踏まえ、引き続き検討を行うこと。

三、参議院内閣委員長中間報告（平成一九年六月三〇日）

○藤原正司君 内閣委員長の藤原正司でございます。

内閣委員会に付託されました国家公務員法等の一部改正案の審議状況につきまして、中間報告を申し上げます。

その前に、一言申し上げることをお許しいただきたいと存じます。

私が本院に籍を置かせていただいて六年、幾たびかこの場に立たせていただきました。会派を代表しての質問、討論、そして委員長報告など、内容や立場は異なっても、一つ一つが私にとって心躍るものでございました。

しかし、本日、今ここに立つことは、そのこと自身、断腸の思いとしか言いようがありません。それは、本日の中間報告が、委員会の持つ審査権を剥奪し、審議を打ち切り、議決を行う上でのステップにすぎない中で、私とその役回りを演じさせられているからだけでは決してありません。与党を含むほとんどの皆さんが感じておられる、今国会運営の異常さに要因があります。

立法府である国会に行政府である内閣、官邸が平然と手を突っ込み、とりわけ参議院に対しては、本年が通常選挙を控えた特別な年であり、十分な審議の環境が整っていないことを承知の上で法案を送り続け、その成立を求めるとともに、このためになりふり構わず会期の延長すら行ってまいりました。このことに対し、皆さんは、与野党を超えて怒りを感じられたはずです。にもかかわらず、まるで本院が法律製造会社の下請であるかのごとき官邸の振る舞いに対し、唯々諾々と中間報告で対応するとの結論しか取り得なかった本院に無上の悲しみと怒りを感じざるを得ないのです。

参議院は、これまで衆議院のカーボンコピーと言われながら、自らの改革のため、長い間改革努力を行ってまいりました。独自性を具体的に持つための努力も行ってまいりました。近年においても、決算監視機能の強化、ODA特別委員会の設置等、与野党が一致して努力してまいりました。参議院の役割強化のためには与野党の壁はない、すなわち同志だったのです。しかしながら、本院がこの暴挙に走るならば改革の努力は水泡に帰します。参議院は自爆の道を歩むしかないのです。

あえてもう一度申し上げます。参議院の同志の皆さん、今、この場、このときは、国家公務員法等の改正が成るか成らないかだけが問題ではないのです。私たち参議院が参議院らしく行動できるか否かが問われているのです。参議院の存在そのものが問われているのです。皆さんの理性ある行動を心から願うものであります。

それでは、内閣委員長といたしまして、国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、現在までの審査の経過を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、四月二十五日に内閣から衆議院に提出されました。しかしながら、国会法が常会の会期を百五十日間と定め、また政府が法案提出の締切りを三月中旬とするのは、国会における審議期間の確保のためであり、法案提出の締切日を大幅に過ぎて、会期の後半、しかも連休直前にかかる重要法案を国会に提出し、その成立を強引に図ろうとすることは国会の審議権を著しく制約するものと言わざるを得ません。

また、本院が先議し、既に衆議院に送付していた重要で緊急性の高い道路交通法改正案の委員会審査を衆議院では後回しにし、官邸の強い圧力によって後から提出された国家公務員法等改正案の審査を優先させたとするならば、これは正に官邸によって結果的に参議院の意思を軽視したものと云わざるを得ません。

本法律案は、衆議院の審議を経て六月七日に本院に送付されました。これは、当初の会期終了日であった六月二十三日のわずか二週間前であります。本院におきましては、六月十一日に本会議において趣旨説明の聴取と質疑が行われ、同日、本法律案は内閣委員会に付託されました。会期末までの残された審議期間はわずかであり、また他の重要法案も山積し、関係大臣の本委員会への十分な出席が困難視される中で、十分な審議時間の確保は当初から無理があったと言えます。しかしながら、法案が付託されました以上、委員長の職責として、理事会等での各会派の十分な話し合いと合意に基づき、中立公正かつ円満な委員会運営を旨として、粛々と審査が行われるよう最大限の努力をしております。

委員会におきましては、法案付託の翌日に趣旨説明を聴取した後、これまで、公務員制度改革の基本法制に先行して法案を提出する理由、中央人事行政機関の在り方、法案による天下り規制の実効性、ハローワークとは別に官民人材交流センターを設置する必要性、再就職に係る事前規制を廃止する理由、能力・実績主義及び人事評価の在り方、国家公務員のキャリア制度の見直し、公務員に対する労働基本権付与の是非等について質疑が行われてまいりました。

しかしながら、本法案には委員会において更に精査すべき点が山積しております。与党には、形式的な審議時間数のみをもって十分な審議が行われたとする考え方がありますが、これは参議院の自殺行為につながり、参議院の役割を形骸化させるものであります。

委員会質疑では、公務員制度改革の中での法案の位置付けに関する質疑に対して渡辺担当大臣はまともに答えず、大臣の持論を長々と述べるといった状況が頻発しており、これは与党委員の質疑に対しても同様の傾向が見られました。さらに、六月二十七日の

質疑におきましては、再就職規制違反に係る処罰規定について、渡辺担当大臣の答弁が訂正を繰り返しながら二転三転し、担当大臣自身が法案そのものについて十分な理解をしていないことが明らかになりました。このような状況では、参議院らしい審議が行われたとは到底言うことができません。

衆議院では、安倍総理の出席を求めて委員会質疑が行われました。これに対して、本法案の成立に強い意欲を示し、そのために会期延長まで強行してきたと言われている安倍総理に対する質疑すら委員会では行われておりません。

残り会期は一週間もあり、内閣委員会において更なる審査を続けることが不可欠であるにもかかわらず、本日突然、このような理不尽とも言える中間報告を行わざるを得ないことは、良識の府、そして再考の府である参議院の存在意義を根底から否定するものであることを指摘せざるを得ません。

国会法第五十六条の三に基づく中間報告制度は、委員会中心主義の例外として委員会の審査権を強制的に剥奪するものであり、本来、国民生活や安全にかかわる緊急の場合に限られるべきものであります。しかしながら、平成十六年六月、前回の参議院通常選挙前の国会で行われた金融二法案に係る財政金融委員長の中間報告に続いて、本日再び中間報告を求められたことは、本院において積み上げられてきた先人の労苦の結晶を根底から覆し、破壊するものであることを再度指摘せざるを得ません。

本来、国家の基本となる公務員制度の改革は、与野党の違いを超えて取り組むべき課題であり、参議院選挙目当ての政争の具にすべきではありません。私は、政府・与党の猛省を強く促すとともに、この本会議場におられる皆さんの良識をもって、法案の内容も委員会の審議も含めて不十分で、しかも施行まで十分な時間があり緊急性もない本法案を、この中間報告の後、拙速に成立させることのないよう強く要請いたしまして、内閣委員会における審査の経過報告といたします。